

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公表特許公報(A)

(11) 特許出願公表番号

特表2014-508339

(P2014-508339A)

(43) 公表日 平成26年4月3日(2014.4.3)

(51) Int.Cl.	F 1	テーマコード (参考)
GO6Q 30/02 (2012.01)	GO6Q 30/02 150	5E555
GO6F 17/30 (2006.01)	GO6F 17/30 380D	
GO6F 3/048 (2013.01)	GO6F 17/30 170Z	
	GO6F 3/048 654A	

審査請求 未請求 予備審査請求 未請求 (全 18 頁)

(21) 出願番号	特願2013-547506 (P2013-547506)	(71) 出願人	500046438 マイクロソフト コーポレーション アメリカ合衆国 ワシントン州 9805 2-6399 レッドmond ワン マイ クロソフト ウェイ
(86) (22) 出願日	平成23年12月11日 (2011.12.11)	(74) 代理人	100140109 弁理士 小野 新次郎
(85) 翻訳文提出日	平成25年9月2日 (2013.9.2)	(74) 代理人	100075270 弁理士 小林 泰
(86) 國際出願番号	PCT/US2011/064299	(74) 代理人	100101373 弁理士 竹内 茂雄
(87) 國際公開番号	W02012/091887	(74) 代理人	100118902 弁理士 山本 修
(87) 國際公開日	平成24年7月5日 (2012.7.5)	(74) 代理人	100120112 弁理士 中西 基晴
(31) 優先権主張番号	12/981,168		
(32) 優先日	平成22年12月29日 (2010.12.29)		
(33) 優先権主張国	米国(US)		

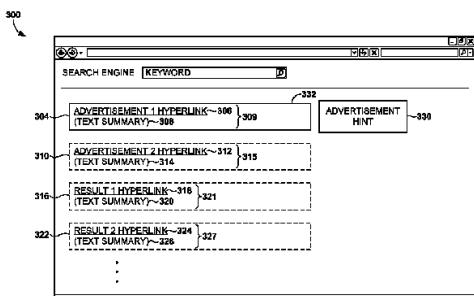
最終頁に続く

(54) 【発明の名称】ヒント使用可能サーチ広告

(57) 【要約】

広告ヒントおよびキーワード・サーチ問い合わせ結果グラフィカル・ユーザー・インターフェースを提供するシステム、方法、およびコンピューター媒体を提供する。キーワード・サーチ問い合わせエリアは、ユーザーからキーワード・サーチ問い合わせを受けることができる。少なくとも1つのサーチ結果エリアが、受けたユーザー・キーワード・サーチ問い合わせに関連するインターネット・ウェブ・ページ・リンクと、対応テキストとを表示する。少なくとも1つのサーチ広告エリアは、インターネット・ウェブ・ページ・リンクと対応するテキストとを含む広告を表示する。この広告エリアとのユーザーの対話処理によって、この広告エリアに近接して、広告ヒントを現われさせる。

【選択図】 図3



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

キーワード・サーチ問い合わせ結果グラフィカル・ユーザー・インターフェースのためのコンピューター実行可能命令を格納する1つ以上のコンピューター記憶媒体であって、前記ユーザー・インターフェースが、

ユーザーのキーワード・サーチ問い合わせを受けることができるキーワード・サーチ問い合わせ入力エリアと、

少なくとも1つのサーチ結果エリアであって、各々、インターネット・ウェブ・ページ・リンクと、受けたユーザー・キーワード・サーチ問い合わせに関連する対応テキストとを表示する、サーチ結果エリアと、

少なくとも1つのサーチ広告エリアであって、各々、インターネット・ウェブ・ページ・リンクとこれに対応するテキストとを含む広告を表示する、サーチ広告エリアと、を含み、

ユーザーの前記広告エリアとの対話処理によって、前記広告エリアに近接して広告ヒントが現われ、

前記広告ヒントが前記広告に関係する、1つ以上のコンピューター記憶媒体。

【請求項 2】

請求項1記載の媒体において、前記広告ヒントが、前記広告に関連するロゴ、製品、ウェブ・ページ、または代弁者の画像である、媒体。

【請求項 3】

請求項1記載の媒体において、前記広告ヒントが、ユーザーによって選択されると前記広告に関連する動作を実行するかまたはユーザーを前記広告に関連するウェブサイトにナビゲートするアクション・リンクと、前記広告に含まれていなかった追加のテキスト・コンテンツと、の内少なくとも1つを含む、媒体。

【請求項 4】

請求項1記載の媒体において、前記ユーザーの対話処理が、前記広告エリアの上方において選択インディケーターをホバリングさせることである、媒体。

【請求項 5】

請求項1記載の媒体において、前記広告エリアが、ユーザーの前記広告エリアとの対話処理において、前記広告ヒントが対応する広告をユーザーが容易に特定できるように強調される、媒体。

【請求項 6】

請求項1記載の媒体において、ユーザーの対話処理によって広告ヒントが現われる広告を含む各サーチ広告エリアが、前記ユーザーの対話処理の前に、ヒント使用可能として示される、媒体。

【請求項 7】

請求項1記載の媒体において、前記広告ヒントが、前記広告エリアの右側に近接して表示される、前記広告エリアと重なり合う、および前記広告エリアの下に表示されるの内少なくとも1つであり、前記広告ヒントが表示される前記サーチ広告エリアの下にある他のサーチ広告エリアが、前記広告ヒントを収めるために、下に動かされる、媒体。

【請求項 8】

広告ヒントを提供する方法を実行するためのコンピューター実行可能命令を格納する1つ以上のコンピューター記憶媒体であって、前記方法が、

ユーザーからサーチ問い合わせを受けるステップと、

前記サーチ問い合わせに関連する複数のウェブ・ページを特定するステップと、

ユーザーの前記広告との対話処理によって、前記広告に近接して広告ヒントが現われるようヒント使用可能である広告を特定するステップと、

前記ユーザーの問い合わせに関連すると特定されたウェブ・ページおよび前記特定されたヒント使用可能広告の内少なくとも1つを含むサーチ結果ページを生成するステップと、

10

20

30

40

50

ユーザーの前記ヒント使用可能広告との対話処理の指示を受けるステップと、前記ユーザーの対話処理の指示を受けたことに応答して、前記広告に近接して前記広告ヒントを表示する命令を送るステップと、を含む、コンピューター記憶媒体。

【請求項 9】

請求項 8 記載の媒体において、前記広告ヒントが、前記広告に関連するロゴ、製品、ウェブ・ページ、または代弁者の画像と、ユーザーによって選択されると前記広告に関連する動作を実行するかまたはユーザーを前記広告に関連するウェブサイトにナビゲートするアクション・リンクと、前記広告に含まれていなかった追加のテキスト・コンテンツと、の内少なくとも 1 つを含む、媒体。

10

【請求項 10】

請求項 8 記載の媒体において、表示される前記広告ヒントが、前記ユーザーの対話処理の指示を受けたことに応答して動的に生成される、媒体。

【請求項 11】

請求項 8 記載の媒体において、前記広告が、当該広告が作られた時点において、ヒント使用可能として指定された、媒体。

【請求項 12】

請求項 11 記載の媒体において、前記表示された広告ヒントが、前記広告が作られた時点において指定された、媒体。

20

【請求項 13】

請求項 11 記載の媒体において、前記広告が、複数の関連する広告ヒントを有し、前記ユーザーの対話処理の指示を受けたことに応答して表示された前記広告ヒントが、前記受けたユーザーのキーワード・サーチ問い合わせに依存する、媒体。

【請求項 14】

キーワード・サーチ問い合わせ結果グラフィカル・ユーザー・インターフェースのためのコンピューター実行可能命令を格納する 1 つ以上のコンピューター記憶媒体であって、前記ユーザー・インターフェースが、

ユーザーのキーワード・サーチ問い合わせを受けることができるキーワード・サーチ問い合わせ入力エリアと、

少なくとも 1 つのサーチ結果エリアであって、各々、インターネット・ウェブ・ページ・リンクと、受けたユーザー・キーワード・サーチ問い合わせに関連する対応テキストとを表示する、サーチ結果エリアと、

少なくとも 1 つのサーチ広告エリアであって、各々、インターネット・ウェブ・ページ・リンクとこれに対応するテキストとを含む広告を表示する、サーチ広告エリアと、を含み、

ユーザーの前記広告エリアとの対話処理によって、前記広告エリアが拡大し、広告ヒントが前記拡大した広告エリア内に現われ、前記拡大した広告エリアを収めるために、前記拡大したエリアの下にあるサーチ広告およびサーチ結果エリアが下に移動し、

前記広告ヒントが、前記広告に関係する、1 つ以上のコンピューター記憶媒体。

【請求項 15】

請求項 14 記載の媒体において、前記広告ヒントが、前記広告に関連するロゴ、製品、ウェブ・ページ、または代弁者の画像と、ユーザーによって選択されると前記広告に関連する動作を実行するかまたはユーザーを前記広告に関連するウェブサイトにナビゲートするアクション・リンクと、前記広告に含まれていなかった追加のテキスト・コンテンツと、の内少なくとも 1 つを含む、媒体。

30

【発明の詳細な説明】

【従来技術】

【0001】

[0001] インターネット・サーチは、近年増々普及しつつある。サーチ・プロバイダーは、サーチ結果ページ上の広告空間を広告主に販売することによって、インターネット・

50

サーチの価値を利用している。広告主は、通常、特定のサーチ・キーワードを購入し、購入したキーワードでユーザーがサーチすると、広告主の製品の広告がサーチ結果ページ上に表示されるようになっている。サーチ広告は、通常、広告主のウェブサイトへのハイパーアリンクと、文章による概要または説明を含む。

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0002】

しかしながら、サーチ広告は、サーチ結果ページに含まれる他のサーチ広告からこれらを区別できないことが多い。また、サーチ広告は一般にそれらの視覚的外観でユーザーの注意の引くことについては出来が悪い。何故なら、サーチ広告は、ユーザーの注意を最も引く視覚的外観にしたがって掲載されるのではなく、サーチ結果ページにおける最初の位置に掲載されることを拠り所にするからである。加えて、ユーザーは、時間が限られている場合、あるいは新たなウィンドウを開きたくないまたはサーチ結果ページから離れてナビゲートしたくない場合には、サーチ広告上でクリックすることに消極的になることもある。

10

【課題を解決するための手段】

【0003】

[0002] 本発明の実施形態は、広告のヒントおよびキーワード・サーチ問い合わせ結果のグラフィカル・ユーザー・インターフェースを提供するシステム、方法、およびコンピューター媒体に関する。本明細書において記載するユーザー・インターフェースは、ユーザーからキーワード・サーチ問い合わせを受けることができるキーワード・サーチ問い合わせエリアを含む。ユーザー・インターフェースにおける少なくとも1つのサーチ結果エリアは、インターネット・ウェブ・ページ・リンクと、受けたユーザー・キーワード・サーチ問い合わせに関連する対応テキストとを表示する。少なくとも1つのサーチ広告エリアは、インターネット・ウェブ・ページ・リンクと対応するテキストとで構成された広告を表示する。この広告エリアとのユーザーの対話処理によって、広告エリアに近接して、広告ヒントを現われさせる。広告ヒントは広告に関係する。

20

【0004】

[0003] この摘要は、詳細な説明の章において以下で更に説明する概念から選択したものを簡略化された形式で紹介するために、設けられている。この摘要は、特許請求する主題の主要な特徴や必須の特徴を特定することを意図するのではなく、特許請求する主題の範囲を限定するために使用されることを意図するのでもない。

30

【図面の簡単な説明】

【0005】

[0004] 添付図面を参照しながら、以下に本発明について詳細に説明する。図面において、

【図1】図1は、本発明の実施形態を実現するときに使用するのに適した計算環境例のブロック図である。

40

【図2】図2は、先行技術のサーチ・エンジン・ユーザー・インターフェースのブロック図である。

【図3】図3は、本発明の実施形態にしたがって、ユーザーの広告エリアとの対話処理において、広告エリアに近接して広告ヒントが表示されるサーチ結果ページ・ユーザー・インターフェースの一例をブロック図である。

【図4A】図4Aは、本発明の一実施形態による、広告エリアに近接する広告ヒントに可能な表示位置を示す。

【図4B】図4Bは、本発明の実施形態による、広告エリアに近接する広告ヒントに可能な他の表示位置を示す。

【図5】図5は、本発明の実施形態にしたがって、ユーザーの広告エリアとの対話処理において、広告ヒントを組み込むために広告エリアが下方向に拡大された、サーチ結果ページ・ユーザー・インターフェースの一例のブロック図である。

50

【図6】図6は、広告ヒント提供方法の一例のフロー・チャートである。

【発明を実施するための形態】

【0006】

[0012] 本発明の実施形態について、本明細書では、法的要件を満たすために具体性をもって説明する。しかしながら、説明自体は、本特許の範囲を限定することは意図していない。むしろ、本発明者は、特許請求する主題は、本文書において記載するステップとは異なるステップまたは同様のステップの組み合わせを含むように、他の現在または今後の技術と関連付けて、別の方法で具体化してもよいことを想定している。更に、「ステップ」および／または「ブロック」という用語は、本明細書においては、採用される方法またはシステムの異なる構成要素を言外に意味するために使用することもできるが、個々のステップの順序が明示的に記載されている場合を除いて(unless and except)、この用語は、本明細書において開示される種々のステップ間において、いかなる特定の順序をも暗示するように解釈してはならない。

【0007】

[0013] 本発明の実施形態は、キーワード・サーチ問い合わせ結果のグラフィカル・ユーザー・インターフェースだけでなく、広告ヒントも提供するシステム、方法、およびコンピューター媒体に関する。本発明の実施形態によれば、ヒント使用可能広告が、ユーザーへの提示のために、サーチ結果ページに含まれる。例えば、マウス・カーソルを使用して広告の上方でホバリングすることによって、ユーザーがヒント使用可能広告と対話処理すると、広告に関する広告ヒントがその広告の近くに現われる。

【0008】

[0014] 先に説明したように、サーチ広告は、サーチ結果ページ内に含まれる他のサーチ広告からそれら自体を区別できないことが多い。また、サーチ広告は、通例、それらの視覚的外観でユーザーの注意を引くことについてはうまく作用しているとは言えず、ユーザーの注意を引くためのそれらの視覚的外観よりもむしろサーチ結果ページにおいて最初の位置に掲載されることに頼っている。ヒント使用可能広告は、製品画像、ウェブ・ページ・プレビュー、ロゴ、またはユーザーの注意を引く追加のテキスト・コンテンツというような、追加情報が、ユーザーが広告と対話処理するときにその広告の近くに現れることを可能にする強力な視覚的ツールである。加えて、ヒント使用可能広告は、ユーザーが、サーチ結果ページから離れてナビゲートしたり新たなウィンドウを開くことなく、従来のサーチ広告におけるよりも多い情報を見ることを可能にする。

【0009】

[0015] 本発明の一実施形態では、キーワード・サーチ問い合わせ結果ユーザー・インターフェースが提供される。このユーザー・インターフェースは、ユーザーのキーワード・サーチ問い合わせを受けることができるキーワード・サーチ問い合わせ入力エリアを含む。また、このユーザー・インターフェースは少なくとも1つのサーチ結果エリアを含み、各サーチ結果エリアは、インターネット・ウェブ・ページ・リンクと、受け取られたユーザー・キーワード・サーチ問い合わせに関連がある対応テキストとを表示する。更に、ユーザー・インターフェースは少なくとも1つのサーチ広告エリアを含み、各サーチ広告エリアは、インターネット・ウェブ・ページ・リンクと対応するテキストとを含む広告を表示する。広告エリアとのユーザーの対話処理により、広告ヒントを広告エリアに近接して現われさせる。この広告ヒントは、その広告に関係する。

【0010】

[0016] 他の実施形態では、サーチ問い合わせをユーザーから受ける。このサーチ問い合わせに関連する複数のウェブ・ページが特定される。広告とのユーザーの対話処理によって、広告ヒントがその広告に近接して現われるよう、ヒント使用可能(hint-enabled)広告が特定される。次いで、サーチ結果ページが生成される。このサーチ結果ページは、ユーザーの問い合わせに関連する特定されたウェブ・ページおよび特定されたヒント使用可能広告の内少なくとも1つを含む。ユーザーのヒント使用可能広告との対話処理の指示を受ける。ユーザー対話処理の指示を受けたことに応答して、広告ヒントを広告に近接

10

20

30

40

50

して表示する命令が送られる。

【0011】

[0017] 更に他の実施形態では、キーワード・サーチ問い合わせ結果ユーザー・インターフェースを提供する。このユーザー・インターフェースは、ユーザー・キーワード・サーチ問い合わせを受けることができるキーワード・サーチ問い合わせ入力エリアを含む。また、このユーザー・インターフェースは少なくとも1つのサーチ結果エリアを含み、各サーチ結果エリアが、インターネット・ウェブ・ページ・リンクと、受け取られたユーザー・キーワード・サーチ問い合わせに関連する対応テキストとを表示する。更に、このユーザー・インターフェースは少なくとも1つのサーチ広告エリアを含み、各サーチ広告エリアは、インターネット・ウェブ・ページ・リンクと、対応するテキストとを含む広告を表示する。広告エリアとのユーザーの対話処理によって、広告エリアが拡大し、拡大した広告エリア内に広告ヒントを現わさせ、拡大した広告エリアを収容するために、拡大したエリアの下にあるサーチ広告およびサーチ結果エリアを下に移動させる。広告ヒントは、広告に関係する。

【0012】

[0018] 以上、本発明の一部の実施形態の全体像について端的に説明したので、本発明の実施形態を実現することができる動作環境例について、本発明の種々の形態について全体的なコンテキストを与えるために、以下に説明する。最初に特に図1を参照すると、本発明の実施形態を実現する動作環境例が示されており、全体的に計算デバイス100と呼ぶ。計算デバイス100は、適した計算環境の一例に過ぎず、本発明の実施形態の使用範囲や機能に関して何の限定も示唆する意図はない。また、計算デバイス100が、図示されているコンポーネントの任意の1つまたはその組み合わせに關しても、何らかの依存性や要件も有するように解釈してはならない。

【0013】

[0019] 本発明の実施形態は、コンピューターあるいはパーソナル・データー・アシスタントまたはその他のハンドヘルド・デバイスのようなその他の装置(machine)によって実行される、プログラム・モジュールのようなコンピューター実行可能命令を含む、コンピューター・コードまたは装置使用可能命令という一般的な文脈で説明することができる。一般に、プログラム・モジュールは、ルーチン、プログラム、オブジェクト、コンポーネント、データー構造等を含み、特定のタスクを実行するコードまたは特定の抽象的データー型を実装するコードを指す。本発明の実施形態は、ハンドヘルド・デバイス、消費者用電子機器、汎用コンピューター、特殊計算デバイス等を含む、種々のシステム構成において実用化することができる。また、本発明の実施形態は、分散型計算環境においても実用化することができ、その場合、通信ネットワークを通じてリンクされているリモート処理デバイスによってタスクを実行する。

【0014】

[0020] 図1を参照すると、計算デバイス100は、以下のデバイスを直接的または間接的に結合するバス110を含む。メモリー112、1つ以上のプロセッサー114、1つ以上のプレゼンテーション・コンポーネント116、入出力(I/O)ポート118、I/Oコンポーネント120、および例示的な電源122である。バス110は、1系統以上のバス(アドレス・バス、データー・バス、またはその組み合わせ等)であってもよいものを表すことができる。図1の種々のブロックは、明確化のために、線で示すが、実際には種々のコンポーネントの区分けはそれほど明確でなく、比喩的には、これらの線をもっと正確に示すとすれば、灰色で曖昧となるであろう。例えば、ディスプレイ・デバイスのようなプレゼンテーション・コンポーネントをI/Oコンポーネントであると考えることもできる。加えて、多くのプロセッサーはメモリーを有する。本発明の発明者はこのようなことは技術の本質であると認識しており、図1の線図は、本発明の1つ以上の実施形態と合わせて使用することができる計算デバイスの一例を例示するに過ぎないことを繰り返しておく。「ワークステーション」、「サーバー」、「ラップトップ」、「ハンドヘルド・デバイス」等というようなカテゴリー間では区別を行わない。これは、全てが図1

の範囲に該当すると考えられ、「計算デバイス」を指すからである。

【0015】

[0021] 計算デバイス100は、通例、種々のコンピューター読み取り可能媒体を含む。コンピューター読み取り可能媒体は、計算デバイス100によってアクセスすることができる任意の入手可能な媒体とすることができます、揮発性および不揮発性双方の媒体、リムーバブル媒体、およびリムーバブルでない媒体を含む。一例として、そして限定ではなく、コンピューター読み取り可能媒体は、コンピューター記憶媒体を含むことができる。コンピューター記憶媒体は、コンピューター読み取り可能命令、データー構造、プログラム・モジュール、または他のデーターというような情報の記憶のための任意の方法または技術における揮発性および不揮発性双方のリムーバブル媒体、ならびにリムーバブルでない媒体を含む。コンピューター記憶媒体は、ランダム・アクセス・メモリー(RAM)、リード・オンリー・メモリー(ROM)、電子的消去可能プログラマブル・リード・オンリー・メモリー(EEPROM)、フラッシュ・メモリーまたは他のメモリー技術、CD ROM、ディジタル・バーサタイル・ディスク(DVD)あるいは他の光ストレージ、磁気カセット、磁気テープ、磁気ディスク記憶デバイスまたは他の磁気記憶デバイス、あるいは所望の情報を格納するために使用することができそしてコンピューター100がアクセス可能な他の任意の媒体も含むことができるが、これらに限定されるのではない。

10

【0016】

[0022] メモリー112は、揮発性および/または不揮発性メモリーの形態としたコンピューター記憶媒体を含む。このメモリーは、リムーバブル、非リムーバブル、またはその組み合わせでもよい。ハードウェア・デバイスの例には、ソリッド・ステート・メモリー、ハード・ドライブ、光ディスク・ドライブ等が含まれる。計算デバイス100は、メモリー112またはI/Oコンポーネント120のような種々のエンティティからデーターを読み取る1つ以上のプロセッサーを含む。プレゼンテーション・コンポーネント(1つ以上)116は、データー指示をユーザーまたは他のデバイスに提示する。プレゼンテーション・コンポーネントの例には、ディスプレイ・デバイス、スピーカー、印刷コンポーネント、振動コンポーネント等が含まれる。

20

【0017】

[0023] I/Oポート118は、I/Oコンポーネント120を含む他のデバイスに計算デバイス100を論理的に結合することを可能にする。これら他のデバイスの一部は内蔵されていてもよい。例示的なI/Oコンポーネントには、マイクロフォン、ジョイスティック、ゲーム・パッド、衛星ディッシュ、スキャナー、プリンター、ワイヤレス・デバイス等が含まれる。

30

【0018】

[0024] 既に説明したように、本発明の実施形態は、ヒント使用可能サーチ広告に関する。従来のサーチ結果ユーザー・インターフェースについて、図2を参照しながら説明する。本発明の実施形態については、図3から図6を参照して説明する。

【0019】

[0025] 図2は、従来のサーチ結果ページ200を示す。サーチ結果ページ200は、ユーザーがサーチ・キーワード203または1群のキーワードをキーワード・サーチ問い合わせ入力エリア202に入力し、サーチ問い合わせが実行された後に生成される。サーチ結果ページ200は、サーチ広告エリア204を含む。サーチ広告エリア204は、広告1ハイパーリンク206と、対応するテキスト概要208とを含むサーチ広告209を表示する。サーチ広告エリア210は、広告2ハイパーリンク212と、対応するテキスト概要214とを含むサーチ広告215を表示する。サーチ広告209および215のようなサーチ広告は、通例、画像やテキスト以外の情報を含まない。広告1ハイパーリンク206および広告2ハイパーリンク212は、広告されている製品またはサービスに関して更に多くの情報を見いだすことができるウェブ・ページにリンクされている。テキスト概要208および214は、とりわけ、販売促進、製品の品質、勝ち取った賞、または競合製品に対する本製品の利点を記述することができる。

40

50

【0020】

[0026] サーチ結果エリア216は、結果1ハイパーアリンク218と対応するテキスト概要220とを含むサーチ結果221を表示する。サーチ結果エリア222は、結果2ハイパーアリンク224と対応するテキスト概要226とを含むサーチ結果227を表示する。サーチ結果221および227は、受け取ったユーザー・キーワード203に関連するとサーチ・プロバイダーによって判断されたのであり、通例、サーチ結果221の方がサーチ結果227よりも関連が高くなるように、関連性の降順で格付けされている。結果1ハイパーアリンク218および結果2ハイパーアリンク224は、関連するコンテンツが見いだされるウェブ・ページにリンクする。テキスト概要220および226は、通例、入力されたキーワード203を含むコンテンツの短い概要、またはコンテンツの一部である。

10

【0021】

[0027] 先に説明したように、サーチ結果ページ200のような従来のキーワード問い合わせサーチ結果ユーザー・インターフェースでは、サーチ広告209および215は視覚的にユーザーの注意を引かない。サーチ広告209および215は、サーチ結果221および227の上に掲示されているが、それ以外では目立たない。図3から図6は、ヒント使用可能サーチ広告の使用を示し、本発明の実施形態にしたがって、広告エリアに近接して広告ヒントを現われさせる。

【0022】

[0028] 図3は、サーチ結果ページ300を示す。サーチ結果ページ300は、サーチ広告エリア304を含む。サーチ広告エリア304は、広告1ハイパーアリンク306と対応するテキスト概要308とを含むサーチ広告309を表示する。サーチ広告エリア310は、広告2ハイパーアリンク312と対応するテキスト概要314とを含むサーチ広告315を表示する。サーチ結果エリア316は、結果1ハイパーアリンク318と対応するテキスト概要320とを含むサーチ結果321を表示する。サーチ結果エリア322は、結果2ハイパーアリンク324と対応するテキスト概要326とを含むサーチ結果327を表示する。

20

【0023】

[0029] サーチ広告309は、ヒント使用可能広告(hint-enabled advertisement)である。図2におけるサーチ広告209および215のような従来のサーチ広告とは対照的に、ヒント使用可能広告の広告エリアとユーザーが対話処理すると、広告エリアに近接して広告ヒントが現われる。この広告ヒントは、広告に関係がある。図3では、ユーザーが広告エリア304と対話処理して、広告エリア304に近接して広告ヒント330を現われさせた。広告ヒント330は、広告に関係する任意のものであればよく、ロゴの画像、製品、ウェブ・ページ、または広告に関連する代弁者が含まれる。例えば、自動車会社が広告309を掲載した場合、広告ヒント330は、宣伝している車種の画像、または自動車製造会社のロゴとすることができます。

30

【0024】

[0030] ユーザーは、複数の方法で、広告エリアと対話処理することができる。ユーザーの対話処理には次のものが含まれるが、これらに限定されるのではない。マウス・カーソルのような選択インディケーターを広告エリアの上方でホバリングさせる。マウスのクリックあるいはタッチまたはスタイルス入力によって広告エリアを選択する。マウス・カーソル、指、またはスタイルスで広告エリアをロール・オーバー(roll over)する。一実施形態では、ユーザーの対話処理は、広告エリアの上方で選択インディケーターをホバリングすることである。このような実施形態では、マウス・カーソルを広告エリアまで動かすことによって、広告ヒントが現われる。実施形態の中には、ユーザーがサーチ結果ページ300を見続けることをユーザーの対話処理であると、本システムが解釈し、ヒント使用可能広告毎に広告ヒントを次々に表示する場合もある。例えば、第1ヒント使用可能広告に対する第1広告ヒントを5秒間表示し、次いで消すのでもよい。次いで、第2ヒント使用可能広告に対する第2広告ヒントを5秒間表示し、次いで消す等としてもよい。

40

【0025】

50

[0031] また、広告ヒント330は、アクション・リンクも含むことができる。アクション・リンクは、ユーザーによって対話処理されると、広告に関連する動作を実行するか、または広告に関連するウェブサイトまたはウェブ・ページにユーザーをナビゲートする。一実施形態では、アクション・リンクとの対話処理は、マウス・カーソルのクリックまたはタッチあるいはスタイルス入力を使用する、アクション・リンクの選択によって行われる。アクション・リンクは、ボタン・アイコンの形態をなすことができる。アクション・リンクは、例えば、広告されている製品を購入する、残りの在庫を判断する、または見積もりを得るために、広告主に関連するウェブ・ページにユーザーをナビゲートすることができる。また、アクション・リンクは、広告された製品の各地の小売店または取引業者を特定することもできる。実施形態の中には、ユーザーがナビゲートされてサーチ結果ページ300から離れて行かないように、アクション・リンクが小さなウィンドウを開くか、またはポップアップ・ウィンドウ内に追加情報を表示する場合もある。

10

【0026】

[0032] また、広告ヒント330は、広告309の概要308に含まれなかつた追加のテキスト・コンテンツを含むことができる。例えば、テキスト概要308によって設けられる少量の空間内において適正に表現するには、特定の販売促進が詳しすぎる場合もあり、広告ヒント330内に追加の詳細を提示することができる。また、この追加のテキスト・コンテンツは、「特売！」、「年末行事！」または他のテキスト・コンテンツというように、ユーザーの注意を引くように設計することもできる。

20

【0027】

[0033] 広告エリア304は、サーチ結果ページ300の内広告309によって占められる部分である。従来のサーチ広告では、広告エリアには枠が付けられておらず、他の方法で強調されてもいなかった。一実施形態では、ユーザーの広告エリア304との対話処理において、図3に示すように、広告エリア304に枠が付けられるか、またはそれ以外で強調される。この強調は、広告309を広告315から区別し、広告ヒント330が広告309に関連することを示す。サーチ広告エリア304の強調の他の形態には、際立たせる(highlighting)、艶消しにする(graying)、太字で示す、イタリック体で示す、あるいはアイコンまたはシンボルを表示することが含まれる。一実施形態では、ユーザーの対話処理において、広告エリア304に表示されている広告309が、ユーザーとの対話処理の結果現われた広告ヒント330に関連することを示すために、広告エリア304は、例えば、右上に多少ずれるとよい。

30

【0028】

[0034] 実施形態の中には、広告エリア304が広告エリア304との対話処理によって広告ヒント330が表示されることをユーザーに警告するヒント・インディケーターを含む場合がある。このように、ユーザーは、どの広告にはヒントが利用可能であるか早く特定することができ、これらの広告と対話処理することができる。これは、特に、全てのサーチ広告がヒント使用可能でない状況では有用である。例えば、広告309がヒント使用可能であることをユーザーに警告するために、広告エリア304内にシンボルを含ませることもできる。実施形態の中には、ヒント使用可能広告の広告エリアに輪郭が付けられたり、際立たされたり、縁が際立たされたり、またはそれ以外で強調されて、その広告がヒント使用可能であることを示す場合もある。

40

【0029】

[0035] 実施形態の中には、広告ヒント330が、ユーザーの対話処理が進行中である間だけ表示される場合もある。例えば、ユーザーの対話処理がマウス・カーソルのホバリングを使用して行われる場合、広告ヒント330は、マウス・カーソルが広告エリア304の上方でホバリングしている間存続するが、マウス・カーソルが広告エリア304から離れるように動かされるときに消える。他の実施形態では、広告ヒント330は、他の広告エリアまたはサーチ結果エリアの上方におけるホバリング、あるいはユーザーによって始められた他の広告エリアまたはサーチ結果エリアの選択解除または選択というような、第2の行為が行われるまで存続する。広告ヒント330は、任意のサイズにすることがで

50

きる。一実施形態では、広告ヒント330は、有用な情報を伝えるのに十分な画像を収められるような大きさであるが、サーチ結果ページ300上に表示される他の情報と干渉しないような小ささである。

【0030】

[0036] 図4Aおよび図4Bは、図3の広告ヒント330が広告エリア304に対して現われる位置の例を示す。図4Aでは、広告ヒント330は、広告エリア304の右側角に重なっている。図4Bでは、広告ヒント330は、広告エリア304の下に位置付けられている。広告ヒント330は、広告エリア304に近接するのであればどこにでも位置付けることができ、広告エリア304と重なりあうこと、境界を接すること、または隣に位置付けることができる。実施形態の中には、広告ヒント330が広告エリア304に対して下、上、または任意の他の位置に位置付けられ、他の広告、サーチ結果、またはサーチ結果ページ300上における他のコンテンツを遮るまたは干渉する場合、他のコンテンツが相応して動かされる。例えば、図4Bにおいて、広告エリア304とのユーザーの対話処理によって、広告ヒント330が広告エリア304の下に現われさせられる。すると、広告ヒント330は部分的に広告315を遮ることになる。このような広告315との干渉を回避するために、広告315を表示する広告エリア310は、サーチ結果エリア315および322ならびに広告エリア304の下にある任意の他のコンテンツと共に、広告ヒント330の出現に対処するために、下に動かされる。

10

【0031】

[0037] 図5は、広告ヒントが別の広告ではなく、広告を表示する広告エリアに広告ヒントが組み込まれた実施形態を示す。サーチ結果ページ500は、サーチ広告エリア504を含む。サーチ広告エリア504は、広告1ハイパーリング506と対応するテキスト概要508とを含むサーチ広告509を表示する。サーチ広告エリア510は、広告2ハイパーリング512と対応するテキスト概要514とを含むサーチ広告515を表示する。サーチ結果エリア516は、結果1ハイパーリング518と対応するテキスト概要520とを含むサーチ結果521を表示する。サーチ結果エリア522は、結果2ハイパーリング524と対応するテキスト概要526とを含むサーチ結果527を表示する。

20

【0032】

[0038] 図5において、ユーザーは広告エリア504と対話処理を行った。広告エリア504との対話処理によって、広告エリア504が拡大し、この拡大した広告エリア内に広告ヒント530を現われさせ、更に拡大した広告エリアを収めるために広告エリア510ならびにサーチ結果エリア516および522を下に移動させた。また、図5におけるユーザーの対話処理によって、広告エリア504に外枠が付けられ、広告ヒント530が広告エリア504に関連することを示す。一実施形態では、広告ヒント530は、広告509に含まれなかつた追加のテキスト・コンテンツである。このような実施形態では、広告ヒント530は、テキスト概要508の続きであってもよく、広告509のテキスト概要508が単に広がつたとユーザーに思えるようにしてもよい。図3に関して説明したように、広告ヒント530は、広告に関連する任意のものであってもよく、広告に関連するロゴの画像、製品、ウェブ・ページ、または代弁者を含む。また、広告ヒント530は、アクション・リンクも含むことができる。アクション・リンクは、ユーザーによって対話処理が行われると、動作を実行するか、あるいは広告に関連するウェブサイトまたはウェブ・ページにユーザーをナビゲートする。広告エリア504は図5では下に広がるように示されているが、広告エリア504は、広告ヒント530が拡大された広告エリアにおける任意の位置に位置付けられてもよいように、任意の方向に広がることができる。

30

【0033】

[0039] 図6は、広告ヒントを提供する方法例600を示す。ステップ602において、ユーザーのサーチ問い合わせを受ける。ステップ604において、このサーチ問い合わせに関連する複数のウェブ・ページを特定する。ステップ606において、ユーザーの広告との対話処理によって、この広告に近接して広告ヒントが現われるよう、ヒント使用可能である広告を特定する。ステップ608において、サーチ結果ページを生成する。こ

40

50

のサーチ結果ページは、ユーザーの問い合わせに関連すると特定されたウェブ・ページおよび特定されたヒント使用可能広告の内少なくとも1つを含む。ステップ610において、ユーザーのヒント使用可能広告との対話処理の指示を受ける。ユーザーの対話処理の指示を受けたことに応答して、ステップ612において、広告に近接してこの広告ヒントを表示する命令を送る。

【0034】

[0040] 実施形態の中には、サーチ・プロバイダーに対してサーチ結果ページ上に表示される全ての広告がヒント使用可能である場合もある。このような実施形態では、広告主は、彼らが表示したい広告ヒントを指定することができ、またはサーチ・プロバイダーが自動的に、広告が作られる時点に広告ヒントを生成することもできる。広告ヒントは、例えば、広告主のロゴまたは最も良く知られている製品である。他の実施形態では、表示される広告ヒントは、ユーザーの対話処理に応答して動的に生成される。更に他の実施形態では、広告主がサーチ広告を作るとき、広告主はそのサーチ広告をヒント使用可能にするか否か選択し、更にユーザーの対話処理のときに表示される1つまたは複数の広告ヒントを指定することができる。実施形態の中には、広告ヒントに含まれるアクション・リンクが、広告主によって作られるのではなく、サーチ・プロバイダーまたは他の第三者によって自動的に生成される。

10

【0035】

[0041] 広告主は、通例、ユーザーが入力したキーワードに基づいて、サーチ広告を購入する。例えば、第1広告主は、ユーザーが「車」という単語をサーチしたときに生成されるサーチ結果ページ上に表示されるサーチ広告を有する権利を購入することができる。実施形態の中には、広告主が同じ広告に対して複数のキーワードを購入することができる場合もある。広告主は、これら複数のキーワードの内ユーザーが入力したものに基づいて、異なる広告ヒントを指定することができる。つまり、第1広告主は1つのサーチ広告を作り、キーワード「車」および「自動車」というキーワードを購入することができる。第1広告主は、例えば、高齢者のユーザー程「自動車」をサーチすることが多く、若いユーザー程「車」をサーチすることが多いと判断し、これらのキーワード毎に、見込みのあるユーザーに対して一層適した、異なる広告ヒントを作ることができる。

20

【0036】

[0042] ヒント使用可能サーチ広告を組み込むために、広告に対する価格体系(pricing model)および優先順位の判断を調節することができる。音声使用可能広告に対する価格体系および優先順位の判断は、ヒント使用可能広告に対して変更することができる。

30

【0037】

[0043] 通例、広告表示単価(CPI)またはクリック単価(CPC)に基づいて、入札が行われる。広告主は、広告が表示される毎に、あるいはユーザーが表示された広告を選択するまたはクリックする毎に支払ってもよい金額を入札する。広告システム・プロバイダーは、CPI入札および/またはCPC入札によって広告を格付けし、所与の広告要求に対してどの広告を選択すべきか、および/またはどの広告を主要広告として表示すべきか決定することができる。例えば、航空会社Aが、その広告が選択され提示された結果として、その情報にアクセスするユーザー毎に1.00ドルを入札することができ、一方航空会社Bは、その広告が選択され提示されたときに、その情報にアクセスするユーザー毎に1.75ドルを入札することができる。

40

【0038】

[0044] この例では、航空会社Bが「落札」し、したがって、その広告が選択され提示されるればよい。更に、航空会社Bの広告は、主要広告として表示されるように選択され、目立つ位置に掲載することもできる。例えば、サーチのコンテキストでは、航空会社Bの広告は、サーチ結果ページの最上部中央にある位置、または広告リストの一番上に掲載されるとよい。CPC入札が高い広告程、一層目立つ位置に掲載されるとよい。何故なら、目立つ広告程、または主要な広告は、ユーザーによって選択される可能性が高く、したがってCPC入札から生成される収益額が増大するからである。

50

【0039】

[0045] あるいは、広告配信システムが、広告に関連する金銭的価値にしたがって広告を格付けすることもできる。サーチ広告に対する金銭的価値は、広告に関連するCPC入札およびクリック率(CTR)双方に基づいて計算することができる。CTRは、特定の広告が提示されたときにユーザーがそれをクリックした率**である。CPC入札とCTRの積(CPC入札×CTR)が金銭的価値となり、最も大きな積、即ち、最も高い金銭的価値を、他の広告よりも高く格付けすることができ、このために、提示のために選択される可能性が高くなると考えられる。例えば、航空会社Bの広告が5%のCTRを有する場合、この広告の金銭的価値は、0.0875と計算することができる(1.75×0.05)。航空会社Aの広告が10%のCTRを有する場合、この広告の金銭的価値は、0.10と計算することができる(1.00×0.10)。この場合、航空会社Aの広告が「落札」し、航空会社Bの広告よりも目立つ位置に表示される。

10

【0040】

[0046] 本発明の実施形態によれば、ヒント使用可能サーチ広告は、種々の入札額および/または履歴情報に基づいて、提示のために選択することができる。広告主は、更にCPC入札を提出することができ、CTRも更に各ヒント使用可能サーチ広告に関連することができる。クリック、ユーザーの行動等に入札するというような従前の入札選択肢に加えて、広告主は広告ヒントに対して入札する選択肢を有することができる。ヒント使用可能サーチ広告に対する金銭的価値の計算に、ヒント単価(CPH)入札を含ませることができる。

20

【0041】

[0047] 本発明の種々の実施形態では、ヒント使用可能サーチ広告の金銭的価値を計算するために、種々の式を使用することができる。これらの式は、広告を格付けするために種々の異なる金銭的要因を組み込むことができ、次いでサーチ広告およびヒント使用可能サーチ広告を提示のために選択することができる。

【0042】

[0048] 特定の実施形態では、金銭的価値は、例えば、以下の式を使用して計算するといよい。

[0049]

【0043】

30

【数1】

$$MV(h) = CPH/1000 + CPC(h) * CTR(h)$$

【0044】

[0050] MV(h)は、ヒント使用可能サーチ広告の金銭的価値を表し、CPH/1000は広告主がヒント使用可能広告の広告表示1000回当たりに対して入札したヒント単価であり、CPC(h)は、ヒント使用可能サーチ広告に対して広告主によって提出されたヒント・クリック単価(hint-cost-per-click)であり、CTR(h)は、ヒント使用可能サーチ広告に対するヒント・クリック率である。CPC(h)は、ヒントが表示されている間、ヒントがアクティブでない間、一旦ヒントが消えたとき(hint as disappeared)等のクリックに基づくことができる。

40

【0045】

[0051] 他の特定の実施形態では、例えば、以下の式を使用して広告に対する見積もりを行うこともできる。

[0052]

【0046】

【数2】

$$\text{Monthly \$} = I * CPI/1000 + H * CPH/1000 + C * CPC$$

【0047】

50

[0053] ここで、Monthly\$は、広告主が負担する推定月額を表し、Iは広告表示回数であり、CPI/1000は広告が表示される1000回毎の広告表示単価入札額であり、Hはヒントが表示された回数であり、CPHは広告主によって提出されたヒント単価入札額であり、Cはクリック回数であり、CPCは広告主によって提出されたクリック単価入札額である。以上の式の例では、CPIおよびCPH入札額は、広告が表示された、あるいはヒントが提示されたまたは提示される1000回毎の広告表示単価入札額および/またはヒント単価入札額である。あるいは、CPIおよび/またはCPHは、広告が表示されるおよび/または広告ヒントが提示されるN回に対するものとすることもできる。ここで、Nは任意の数である。

【0048】

10

[0054] 本発明の実施形態について、ヒント使用可能サーチ広告に関して説明した。ユーザーがあるウェブ・ページにナビゲートしたときにそのページ上に通常表示されるヒント使用可能表示広告も熟考した。ヒント使用可能表示広告は、テキスト・ベースの広告または豊富なメディア広告であってもよい。本明細書において説明したユーザー・インターフェースは、タブレット計算デバイス、スマート・フォン、PDA、または他のワイヤレス・デバイスにおいて実現することができる。

【0049】

[0055] 以上、特定の実施形態に關係付けて本発明について説明したが、あらゆる観点において限定的ではなく例示的であることを意図している。本発明に関する技術分野の当業者であれば、その範囲から逸脱することなく、代替実施形態も明白であろう。

20

【0050】

[0056] 以上のことから、本発明は、以上で明記した全ての目的(ends and objects)を、自明であり本システムおよび方法に固有の他の利点と共に、達成するのに非常にしたものであることが分かるであろう。尚、ある種の特徴およびサブコンビネーションは有益であり、他の特徴およびサブコンビネーションを参照しなくても採用できることは言うまでもない。これは、請求項の範囲によって想定されていることであり、その範囲に含まれることとする。

【図1】

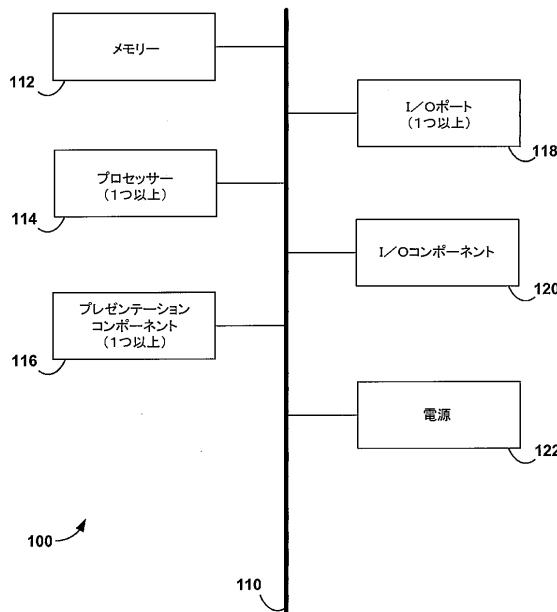
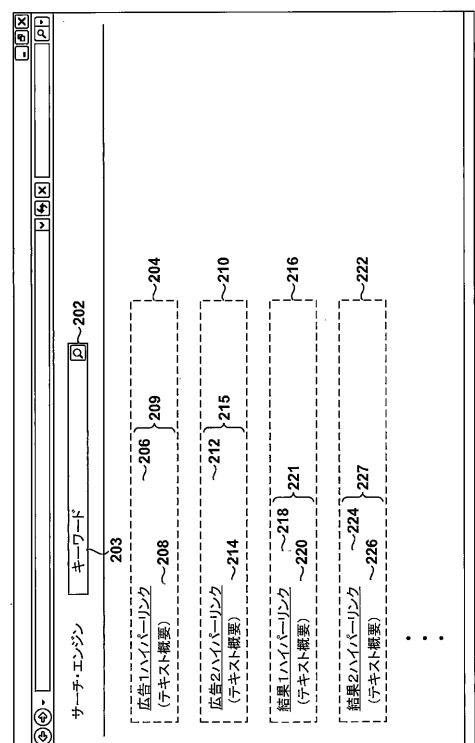


FIG. 1

【図2】

FIG. 2
従来技術

【図3】

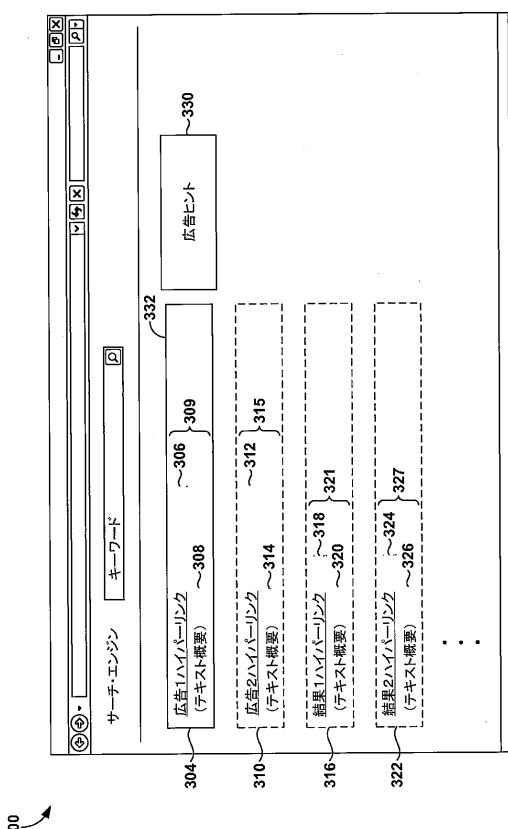


FIG. 3

【図4A】

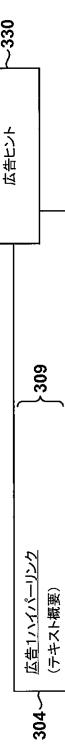


FIG. 4A

【図 4 B】

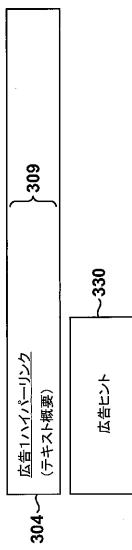


FIG. 4B

【図 5】

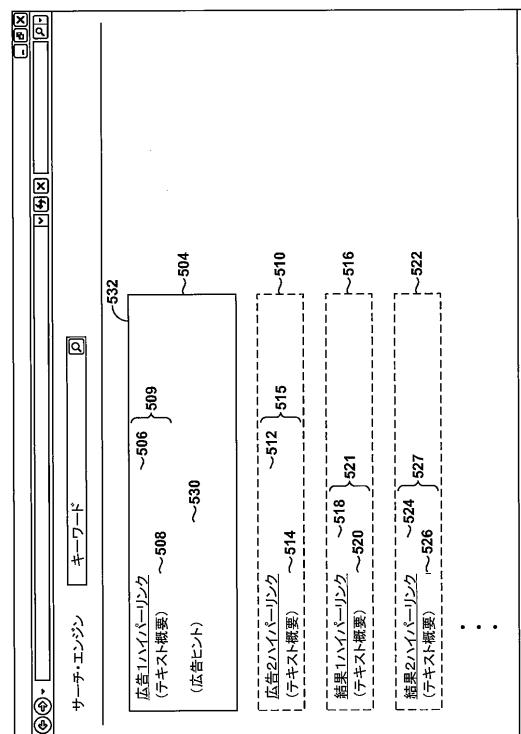


FIG. 5

【図 6】

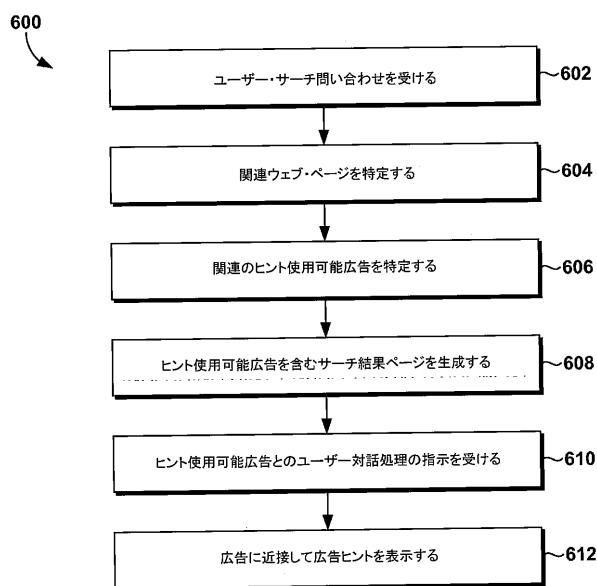


FIG. 6

【国際調査報告】

INTERNATIONAL SEARCH REPORT		International application No. PCT/US2011/064299
A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER		
G06Q 30/02(2012.01)i, G06F 17/30(2006.01)i		
According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC		
B. FIELDS SEARCHED		
Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols) G06Q 30/02; G06F 3/048; G06Q 30/00; G06F 17/30		
Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched Korean utility models and applications for utility models Japanese utility models and applications for utility models		
Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used) eKOMPASS(KIPO internal) & Keywords: advertisement, search, user, interaction, and additional information		
C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
X	US 2007-0050253 A1 (JODY DAVID BIGGS et al.) 01 March 2007 See abstract, figures 1A,3-6B,14-16, paragraphs [0004]-[0049] and claim 12.	1-15
A	US 2008-0022229 A1 (SOUJANYA BHUMKAR et al.) 24 January 2008 See abstract, figures 3-4, paragraphs [0005]-[0051] and claims 1,5,8.	1-15
A	US 2010-0161429 A1 (MANDEL EDWARD W.) 24 June 2010 See abstract and figure 2.	1-15
A	WO 2007-142430 A1 (PARANG FISH CO., LTD. et al.) 13 December 2007 See abstract, claims 1,8,11 and figures 7-8.	1-15
A	US 2010-0036730 A1 (CHAN SHAN-BIN CHRIS) 11 February 2010 See abstract, figure 3 and claim 1.	1-15
<input type="checkbox"/> Further documents are listed in the continuation of Box C.		<input checked="" type="checkbox"/> See patent family annex.
<p>* Special categories of cited documents: "A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance "E" earlier application or patent but published on or after the international filing date "L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of citation or other special reason (as specified) "O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means "P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed </p> <p>"T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention "X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone "Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art "&" document member of the same patent family </p>		
Date of the actual completion of the international search 09 AUGUST 2012 (09.08.2012)		Date of mailing of the international search report 14 AUGUST 2012 (14.08.2012)
Name and mailing address of the ISA/KR  Korean Intellectual Property Office 189 Cheongsa-ro, Seo-gu, Daejeon Metropolitan City, 302-701, Republic of Korea Facsimile No. 82-42-472-7140		Authorized officer HONG, Kyoung hee Telephone No. 82-42-481-5781 

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

Information on patent family members

International application No.

PCT/US2011/064299

Patent document cited in search report	Publication date	Patent family member(s)	Publication date
US 2007-0050253 A1	01.03.2007	CN 101253529 A CN 101253529 C0 EP 1922683 A1 EP 1922683 A4 KR 10-2008-0043777 A WO 2007-027453 A1	27.08.2008 27.08.2008 21.05.2008 14.07.2010 19.05.2008 08.03.2007
US 2008-0022229 A1	24.01.2008	US 2008-0235594 A1	25.09.2008
US 2010-0161429 A1	24.06.2010	US 2010-0161415 A1 US 2010-0161420 A1 US 2010-0161421 A1 US 2010-0161430 A1 US 2010-0257055 A1 WO 2010-071890 A3 WO 2010-071891 A3 WO 2010-071901 A3 WO 2010-071902 A3	24.06.2010 24.06.2010 24.06.2010 24.06.2010 07.10.2010 24.06.2010 24.06.2010 24.06.2010 24.06.2010
WO 2007-142430 A1	13.12.2007	KR 10-0796810 B1	22.01.2008
US 2010-0036730 A1	11.02.2010	None	

フロントページの続き

(81)指定国 AP(BW,GH,GM,KE,LR,LS,MW,MZ,NA,RW,SD,SL,SZ,TZ,UG,ZM,ZW),EA(AM,AZ,BY,KG,KZ,MD,RU,TJ,TM),EP(AL,AT,BE,BG,CH,CY,CZ,DE,DK,EE,ES,FI,FR,GB,GR,HR,HU,IE,IS,IT,LT,LU,LV,MC,MK,MT,NL,NO,PL,PT,R0,RS,SE,SI,SK,SM,TR),OA(BF,BJ,CF,CG,CI,CM,GA,GN,GQ,GW,ML,MR,NE,SN,TD,TG),AE,AG,AL,AM,AO,AT,AU,AZ,BA,BB,BG,BH,BR,BW,BY,BZ,CA,CH,CL,CN,CO,CR,CU,CZ,DE,DK,DM,DO,DZ,EC,EE,EG,ES,FI,GB,GD,GE,GH,GM,GT,HN,HR,HU,IL,IN,IS,JP,KE,KG,KM,KN,KP,KR,KZ,LA,LK,LR,LS,LT,LU,LY,MA,MD,ME,MG,MK,MN,MW,MX,MY,MZ,NA,NG,NI,NO,NZ,OM,PE,PG,PH,PL,PT,QA,RO,RS,RW,SC,SD,SE,SG,SK,SL,SM,ST,SV,SY,TH,TJ,TM,TN,TR,TT,TZ,UA,UG,US,UZ,VC,VN

(72)発明者 ダンガルトシェフ, チャフダル・アタナソフ

アメリカ合衆国ワシントン州98052-6399, レッドモンド, ワン・マイクロソフト・ウェイ, マイクロソフト コーポレーション, エルシーエイ - インターナショナル・パテンツ

(72)発明者 サッタル, ブラビーン・チャクラバーティー

アメリカ合衆国ワシントン州98052-6399, レッドモンド, ワン・マイクロソフト・ウェイ, マイクロソフト コーポレーション, エルシーエイ - インターナショナル・パテンツ

F ターム(参考) 5E555 AA59 AA72 BA02 BA04 BA45 BB02 BB04 BC17 CA02 CA12
CA18 CB03 CB12 CB31 CB53 CC03 DB50 DB60 DC61 DD07
EA07 EA08 FA01